

## 総合地球環境学研究所プロジェクト等選考委員会規則

令和 6 年 5 月 14 日制 定

規則第 21 号

令和 7 年 10 月 28 日最終改正

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所研究戦略会議規則（平成 28 年 4 月 1 日制定規則第 3 号、以下「研究戦略会議規則」という。）第 8 条第 2 項に基づき、プロジェクト等選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (役割)

第 2 条 委員会は、総合地球環境学研究所長（以下「所長」という。）の求めに応じ、総合地球環境学研究所プログラム・プロジェクト規則（平成 28 年 3 月 10 日制定規則第 60 号、以下「規則」という。）に基づく研究プロジェクト等の提案・実施及び採択に関することのうち次の事項について所掌する。

- 一 規則第 12 条第 2 項が定める準備研究の採択に関する選考
  - 二 規則第 13 条第 1 項が定めるインキュベーション研究（Incubation Studies）（以下「IS」という。）から予備研究（Feasibility Studies）（以下「FS」という。）への移行に関する選考
  - 三 規則第 14 条が定める FS から研究プロジェクトへの移行に関する選考
- 2 委員会は、所長の求めに応じ、プログラム研究部規則（令和 4 年 4 月 1 日制定規則第 11 号）第 2 条第 1 項第 3 号の採択に関する事項について所掌する。
  - 3 委員会は、本条第 1 項及び第 2 項の定める事項の選考の結果について研究戦略会議に報告を行う。

### (構成)

第 3 条 委員会は、研究戦略会議規則第 3 条の定める委員のうち、次に掲げる委員により構成する。ただし、第 5 号委員については、前条第 1 項及び第 2 項に定める選考のうち、研究内容の評定を行わない。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 プログラムディレクター
- 四 研究戦略会議規則第 3 条第 6 号委員のうち所長が指名した者
- 五 管理部長

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員全員の同意をもって決し、出席委員全員の同意が得られない場合は、委員長の判断をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものほか、委員会の議事手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和6年5月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年10月28日から施行する。